

「と、つくる」利用規約

「と、つくる」(公益財団法人広島市産業振興センター(以下「センター」という。))が運営するデザイナーマッチングサイト(以下「サイト」という。))は企業が商品開発等の場面でデザインの力をより活用しやすくするために、デザイン面で企業と協業できるデザイン事業者に関する情報を提供するものです。

(規約の目的)

第1条 この規約は、センターが運営するサイトの管理・運用及びサイトを利用して行うマッチングの全過程(以下「サイトの利用」という。)に関して必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この規約で用いる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 管理者 サイトの管理運営を行う者。ここではセンターを指します。
- (2) 利用者 サイトが提供する情報を利用する個人、団体又は機関
- (3) 登録者 サイトへ情報を登録した者

(サイトの利用)

第3条 利用者は管理者に相談した後、管理者の承諾を得て登録者と連絡を取るものとします。

2 利用者は登録者との協議の最終結果について管理者に報告するものとします。

(利用の制限)

第4条 管理者、利用者、登録者は基本的人権を侵害することのないように、サイトの利用を通じて入手した個人情報の取り扱いを適切に行わなければなりません。

2 同じくサイトの利用を通じて入手したいかなる情報も著作権法その他法令に違反して使用することはできません。

3 利用者はサイトが提供する情報を改ざんしてはいけません。

(サイトへの情報登録)

第5条 サイトへの情報登録を希望される方は、「デザイナー登録申込書」により、所定の情報を管理者に提供しなければなりません。

2 前項の登録ができる方は、申込書に記載した情報をサイトに公開することに同意し、かつ、次の登録要件を満足するデザイン事業者とします。

- (1) 広島広域都市圏内に事業所を有していること
- (2) デザインを活用しようとする国内企業と協業し、その課題解決に意欲をもって取り組めること

- (3) 1年以上の事業実績があること
 - (4) デザイン業による収入を得ていること
- 3 管理者は申込書の内容を確認し、適当と認める場合は、登録を行い、そのデザイン事業者等に関する情報をサイトに公開するものとします。
- 4 第2項の規定に関わらず、次の者はサイトへの情報登録を行うことができません。
- (1) 広島市暴力団排除条例(以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 5 第3項の規定に関わらず、申し込みの目的が暴力団の利益になる又はそのおそれがあると管理者が認めるときは公開しません。
- 6 管理者は、登録者が利用規約に違反するなどした場合は、登録を取り消すことができます。

(登録された情報の変更・削除)

- 第6条 登録者が登録された情報を変更しようとする場合は管理者に届出を行うものとします。
- 2 登録者が登録された情報を削除しようとする場合は管理者に届出を行うものとします。
- 3 管理者は第1項、第2項の届出の内容を確認し、適当と認める場合は、登録された情報を変更または削除します。
- 4 管理者は、登録者が公序良俗に反する行為を行った又は法令に違反した若しくは違反するおそれのある行為を行ったと認めた場合には、登録した情報の一部又は全部を削除することができます。

(内容の不保証)

- 第7条 管理者はサイトで提供する情報等について、その完全性、正確性など、いかなる保証も行いません。
- 2 利用者はサイトで提供する情報について、自己の責任と判断において利用するものとします。

(免責事項等)

- 第8条 管理者は、利用者的一切の損害についてその責を負いません。
- 2 利用者は、サイトの利用により他の利用者若しくは第三者に損害を与えた場合又は自ら損害を被った場合は、自らの責任と費用をもって解決しなければなりません。
- 3 管理者は、利用者及び登録者がこの規約に違反したことにより又は故意若しくは過失により管理者に損害を与えた場合は、当該利用者及び登録者に対し損害賠償を求めることができます。

(規約の変更)

第9条 管理者は、必要があると認めるときは本規約を変更できるものとします。

2 前項の変更については、変更後の規約をサイトに掲載した時点から効力を発するものとします。

(規約の範囲)

第10条 管理者がサイトに掲載する利用上の決まりは、名目の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。

2 利用者は、サイトが提供する情報を利用した時点で本規約の内容を承諾したものとみなします。

(実施細則)

第11条 この規約に定めるもののほか、サイトに関し必要な事項は管理者が別に定めます。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行します。